

議案第 1 号

南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「により前項」を「又は当該機関の特殊の必要により前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第3条第2項の次に次の2項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児

短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第7条の3第1項及び第2項並びに第8条第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。）の介護をする職員であって、規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

第4条第2項中「の週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」に改め、同項ただし書中「特殊性」の次に「又は当該機関の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「8日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上）」を、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第5条中「第3条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第3条第2項」の次に「から第4項まで」を加える。

第6条を次のように改める。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 前1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

第7条第1項中「とする勤務」の次に「その他の規則で定める断続的な勤務」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第7条の2第1項中「第6号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、「勤務日等（」を「第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項において「勤務日等」という。）のうち）」に、「除く。）」を「除いた日」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第7条の3 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条第2項中「以下同じ」を「次項において同じ」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めると

ころにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改める。

第11条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第2項を削る。

第12条第1項第1号中「20日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）」を加え、同項第3号中「において」の次に「国家公務員又は」を加え、同条第2項中「年次有給休暇」の次に「（この項の規定により繰り越されたものを除く。）」を加える。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、「するため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法

第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなつたこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条を次のように改める。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第11条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

- (1) 南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあっては、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。
- (2) 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）
- ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

第17条中「育児短時間勤務又は」を削る。

第18条第1項中「承認は、」の次に「勤務時間条例第6条第1項第1号に規定する」を加え、同条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

議案第 2 号

平成 2 8 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 8 年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,284 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 395,331 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

南空知公衆衛生組合長 戸 川 雅 光

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 344,380	千円 3,803	千円 348,183
	1 分 賦 金	344,380	3,803	348,183
2 繰 越 金		3,000	9,107	12,107
	1 繰 越 金	3,000	9,107	12,107
3 諸 収 入		39,867	△4,826	35,041
	1 雑 入	39,860	△4,826	35,034
4 組 合 債		6,800	△6,800	0
	1 組 合 債	6,800	△6,800	0
歳 入 合 計		394,047	1,284	395,331

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総 務 費		千円 16,418	千円 22	千円 16,440
	1 総務管理費	16,319	22	16,341
3 清 掃 費		372,563	1,262	373,825
	1 清 掃 費	372,563	1,262	373,825
歳 出 合 計		394,047	1,284	395,331

議案第3号

平成29年度南空知公衆衛生組合一般会計予算

平成29年度南空知公衆衛生組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ399,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は5,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅光

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金 額
1 分 賦 金		千円 362,724
	1 分 賦 金	362,724
2 繰 越 金		3,000
	1 繰 越 金	3,000
3 諸 収 入		33,776
	1 雑 入	33,773
	2 預 金 利 子	3
歳 入 合 計		399,500

(歳 出)

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 5 2 0
	1 議 会 費	5 2 0
2 総 務 費		1 6 , 2 9 0
	1 総 務 管 理 費	1 6 , 1 9 2
	2 監 査 委 員 費	9 8
3 清 掃 費		3 7 8 , 1 7 8
	1 清 掃 費	3 7 8 , 1 7 8
4 公 債 費		1 , 5 1 2
	1 公 債 費	1 , 5 1 2
5 予 備 費		3 , 0 0 0
	1 予 備 費	3 , 0 0 0
歳 出 合 計		3 9 9 , 5 0 0